

## 国民体育大会選手団派遣事業補助金 支給基準

### ■交通費

公式行事（※1）実施日の前日から競技会最終日（※2）までを派遣費対象期間とする。

なお、公式行事の開始時刻・競技敗退日による前泊・後泊をする場合は、それに係る期間で支給することができる。

JR 岐阜駅から各競技の種目・種別の監督（代表者）会議会場の最寄駅までを基準とし、鉄道運賃の実費相当額（※3）の往復分を支給する。

ただし、沖縄県及びその他の離島で開催される場合は、航空機、船舶等の実費相当額を併せて支給することができる。

また、自宅と JR 岐阜駅間及び競技会場と宿舎間等の現地交通費は、国体強化対策事業から支出することができる。

### ■宿泊費

公式行事（※1）実施日の前日から競技会最終日（※2）の前日までを派遣費対象期間とする。

なお、原則、競技会最終日の宿泊費は支給しないが、競技会終了後に移動手段が確保できない場合に限り、宿泊費を支給することができる。

宿泊費は、開催都道府県の宿泊要項に基づき、配宿された宿舎の 1 泊 2 食の料金で派遣費対象日数分を支給する。

また、競技最終日（※4）の宿泊する場合は、競技終了時刻にかかわらず支給することができる。ただし、宿泊しない場合は、開催都道府県の宿泊要項に基づき、キャンセル料を支給する。

<1 人あたりの宿泊費> ※入湯税は支給しない。

ブロック大会：宿泊要項に記載の宿泊料の 2 分の 1×派遣費対象日数（+キャンセル料） 本大会：決定した宿舎の 1 泊 2 食の料金×派遣費対象日数（+キャンセル料）
--

※1 監督会議・公式練習等

※2 それ以降、試合・表彰式等が開催されない日

※3 JR 旅客運賃割引適用し、本会が定めた規定額

なお、繁忙期・閑散期は考慮せず、通常期の金額を基準とする

また、実施要項に監督（代表者）会議の会場の記載が無い場合は、競技会場を基準とする。

※4 競技会開催期間中に競技が終了した日

（競技敗退日や荒天等による競技会期短縮決定日を含む）

#### ◇総合開会式参加競技・種別について

総合開会式に参加する競技・種別は、下記の理由により、その前日の交通費及び宿泊費を支給することができる。

- ・前半日程開催競技のうち、「宿舎から総合開会式会場までに要する時間が 90 分未満」である地域を参集範囲とし、その地域に配宿される選手団については原則参加するものとする。
- ・総合開会式に参加する場合、開催県実行委員会の定める当日のスケジュールを鑑み、岐阜県選手団の集合時刻を決定する。なお、参加対象競技はその時刻までに必ず集合する。(激励会や入場行進の練習を行うため)
- ・総合開会式会場へは開催県実行委員会が通知する指定集合地(宿舎等)から出発する計画バスに乗りしなければ入場できない。
- ・計画バスの運行時刻は開催県実行委員会より通知があり、例年最も遅い時刻でも 9 時頃の出発となっている。また、計画バスは複数便が無く、時刻の変更は不可能である。

#### ◇総合閉会式参加競技・種別について

総合閉会式に参加する競技・種別は、当日の交通費及びその前日までの宿泊費を支給する。なお、競技最終日(※4)以降であっても宿泊費を支給することができる。

#### ◇少年種別について

監督が引率しており、競技最終日(※4)に選手のみで帰らせることは困難なため、監督の派遣費対象期間に準じて支給することができる。